

和歌山家庭裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成22年5月13日（木）午後1時30分から午後4時まで

第2 開催場所

和歌山家庭裁判所第1会議室

第3 出席者

（委員）

貝阿彌 誠，岸田正幸，酒井康夫，高橋秀範，竹田眞理子，中野裕也
前田泰道，前田朋子，山西陽裕

（五十音順，敬称略）

（事務担当者又は庶務）

赤桐首席家庭裁判所調査官，小川主任家庭裁判所調査官，宮下首席書記官，
花井事務局長，木村家裁総務課長，小西家裁総務課課長補佐

第4 議事

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●2号委員（弁護士），△：
3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

1 開会

2 所長あいさつ

3 新委員の紹介

4 委員長の選任

貝阿彌委員が委員長に選任された。

5 「面会交流」についての説明

面会交流の概要説明，DVD視聴及び親子の面会が試行される科学調査室の見学を別紙のとおり行った。

6 意見交換等【公開時には仮名で表示】

テーマ「面会交流について」

◎ 先ほど，視聴されたDVDの御感想をお願いします。

○ 調停当事者に対しては，調停の途中でDVDを見せるのか。そのあたりの

関わりについて聞きたい。

- 離婚の前と後とで異なる。離婚前の当事者には、離婚が子どもに与える影響などを説明したDVDの前半部分を見せ、離婚後の当事者には、面会交流の仕方を説明したDVDの後半部分を見せている。
- DVDの後半部分を見せるのは離婚後の当事者のみが対象なのか。
- 離婚前でも別居している人もおり、後半部分を見せることもある。
- 代理人がついている事件でもDVDは見せるのか。また、面会交流のしおりも、どういうときに渡しているのか聞きたい。
- 代理人がついている事件では、代理人が十分に説明をしていると理解しているので、DVDの使用は限定的である。しおりについては、代理人の有無で区別はしていない。
- かなり時間をかけて説明しないと、現実には当事者はなかなか面会交流の意義を理解できないことが多い。やはり相手の悪口を言うなどして、現実にはうまくいかないことが多い。

DVDは非常によくできているので、多くの人に見てもらいたい。離婚当事者というのは、結局お互い自分の主義主張で言い合うことが多いので、子どもの目線で作成されたこのDVDを是非いろんな方に見てもらえたらと思う。

脱税の摘発の仕方が国税局のインターネット上で見ることができる。国税局は手の内を明かして、こんなことをしたら捜査が入りますよというのを見せている。たぶん、離婚で争っていて、子どもの立場に立った両親はあまりいないと思うので、裁判所のDVDもネット上で流して、今離婚を考えている人に見せたほうがいいのではないかと思う。

- DVDは、見方によっては、例えば、裁判所が離婚をやめさせようとしているように誤解されるなど、趣旨が正確に伝わらないことも懸念される。
- このDVDを見て、考えが変わった人はいるのか。
- どれほどいるのか、手応えは難しい。
- 子どもの視点からDVDが作成されているのはよいが、今さら言われてもという受け取られ方をされる可能性が多少する。
- DVDを見て、離婚をやめようということはないと思う。DVDの前半部

分は過去について、後半部分は未来についてのことなので、後半部分は有用であろうと思う。若い人にはしおりよりもDVDの方がよいかもしいない。子の視点に立つことは大事だと思う。

面会交流は、父親との面会の方が多いのか。

- その方が圧倒的に多いと思う。ある新聞によると、離婚した両親の約8割について母親が親権者になっていると報道している。
 - 母子面会の場合、父親が嫌がることはないと思うが、逆に母親の立場で、父子面会をすとなったら、嫌悪感、気持ちの整理がつかないなど、生理的に嫌だと思うことが多い。そういう母親に対してのカウンセリングとか教育とかも大事だと思う。
 - 感情で受け入れられない人に対しては、どのようにすれば受け入れてもらえると思うか。
 - 調停のときに指導して、納得してもらえないのか。
 - 調停委員が話して、しおりを見せると納得する人もいる。
 - ◎ モニタールームの利用についてはどのような感想を持たれたか。
 - モニタールームの場に行けるような場合は、問題は解決していると言えるのではないか。
 - とにかく別居親に子どもを会わせたくないという人もいる。そうすると最終的には審判で裁判官が決めることになる。
 - 面会交流を断る理由として、子どもが嫌がっているということが多く、調査官が家庭に見に行き、直接子どもに話を聞くこともある。
 - 直接、面会しても子どもが嫌がることがあるので、何回か裁判所で試行的面会を行ってもらった方が、実際にはうまくいくことが多い。試行的面会は多用した方がよい。
 - 全く会わせたくない人もいれば、別居親の両親との交流を認めている人もいるが、この違いは別れたときの状況によるのではないか。
- 離婚は仕方がないが、子の立場を考えて判断するというのが裁判所の考え方だと思うが、会わせる、会わせないというバリエーションはどう判断しているのか。
- ◎ 面会交流を認めないのはきわめて例外であり、子どもに暴力をふるって

たことがうかがわれるなどの場合に限られる。

- 別居親に子どもを会わせたくないというのは、精神的なものも含めてDVがあった場合が多い。

父親と子どもの関係が良好なときには、母親を説得することになる。面会交流は継続して続けることが大事である。

◎ しおりについての御意見をお伺いしたい。

- 同居親，別居親の両方の留意点が記載してあるものをもらった方がよい。

○ 両方記載してあるものをもらった方がよいという点では同意見である。

しおりの，一緒に暮らしている方への中で，子どもの様子を別居親に知らせるよう記載している項目が一番最初に掲げてあるが，これが一番敷居が高いのではないか。それが最初に記載されているのは，実現しづらいのではないか。

- 別居親は，養育費を支払うものの，音沙汰がないことが多い。同居している親に近況を知らせるように助言するが，知らせたくないと言われることが多い。ここのハードルを乗り越えると面会交流もうまくいく。

○ DVDは子どもの視点で作成されていたが，しおりは，「しましろう」という上からの表現で作成されている。しおりも子どもの視点から作成した方がよい。

○ 会わせたくないと思っけていても，調停を早期終了させるために，しぶしぶ面会交流を認める場合もあると聞いている。養育費をきちんと払ってくれている別居親に対しては，面会交流はスムーズに行くことが多いが，養育費を払っていない別居親に対してはうまくいかないことが多いと思う。だから，裁判所が，養育費をきちんと払うようにさせれば，面会交流もスムーズに行くのではないか。

◎ 裁判所は，夫婦の問題と面会交流の問題は別問題と考えているが，この点についてはどう思うか。

○ 面会交流の際に，別居親から高価な贈り物や行き過ぎたサービスがあると，家に帰ってから，子どもが今の暮らしに対して不満を抱くことがある。別居親が無理な借金までして贈り物をしていても，子どもは別居親の生活状況までは想像できないので，子どもの不満は同居親に向かうことが多い。しかし，

なかなか以前に依頼した弁護士や裁判所には相談しづららしい。試行的に合わせるのも大事だが、その後どんなことが起こっているのかということをもっと気軽に相談に行けるような窓口が裁判所があればいいと思う。

それから、モニタールームだが、いざ子どもと2人きりになると話しにくいこともある。そのようなときに絵本などがあればいいと思うが、モニタールームに絵本はたった4冊しかなかった。もう少し絵本を並べてほしいと思う。また、おもちゃも、例えば戦隊ものがふぞろいであつたりしているから、もう少し統一してそろえてほしいと思う。

- おもちゃについては、裁判所予算で買ったおもちゃばかりではなく、職員からの寄付もあるので、量的には多いが、統一してそろえることが難しい。
- ◎ 本は整備を検討したい。
- 面会交流について調停が成立した後は、裁判所が積極的に関わることはせず、当事者同士で面会交流を行ってもらうことが基本となっている。裁判所で決まったことがうまく履行できないときには、履行勧告という制度がある。
- ◎ 理論的には、一旦決めたことがうまくいかないときには、新たな紛争として再度調停の申立てをすることができるが、そのような宣伝は行き届いていないかもしれない。
- 履行勧告をやっても、相手方が応じなかったらそれで終わりという場合がかなり多いので、実際には履行勧告は余り役に立っていないと思う。何か本当に役に立つような方法が必要だと思う。
- 履行勧告は基本的には調査官が電話したり、面会したりするなどの方法でやっている。養育費を払わないけれども面会させろという当事者はあまりいない。基本的に、養育費の支払いと面会交流は別の問題であり、連動しては考えないが、会わせない理由として養育費の問題があることもある。
- 裁判所の庁舎は建て替えられるが、そのときにもモニタールームは残るのか。
- まだ計画中だが、モニタールームは設置してもらうようお願いしている。
- ◎ 面会交流の問題は、さかのぼれば共同親権か単独親権かという立法論の問題となるが、欧米は基本的には共同親権という方向で、日本はずっと単独親権となっている。そのあたりの御意見があればお伺いしたい。

○ 国際結婚の記事が新聞に掲載されたことがある。欧米は両方に親権があるということで、日本人の親が子どもを連れ出すと誘拐犯になってしまうというような話を書いてあった。日本でも共同親権という形になれば、必ず子どもを相手に合わせなければならないのか。

■ そこまで議論は進んでいない。

◎ ただ、共同親権になれば、それが当然のように感じる。

○ 全く個人的な意見だが、会わせてくれという親には愛情が感じられ、救いがあると思う。没交渉の親の方が事態は深刻だと思う。

7 次回委員会の意見交換テーマ

家庭裁判所の広報について

8 次回委員会の開催日時

平成22年11月16日(金)午後1時30分から開催することが決定された。

9 閉会

(別紙)

第1 面会交流についての説明

1 面会交流権について

- ・ 明文の規定がなく，かつては一般的な権利ではなかった。
- ・ 昭和39年に，東京家庭裁判所で，「家庭裁判所は，面接交渉（面会交流）権行使に必要な事項について，相当な処分を命ずることができる。」との審判がなされて以降，定着していった。
- ・ 面会交流調停事件は，増加傾向にある。

2 面会交流において，家庭裁判所の果たすべき役割あるいは課題

別居親による子に対する虐待等の特別な事情がない限り面会交流は禁止すべきでないとの考え方を前提として，子どもの福祉への配慮や事態の自主的解決に向けて，どのように父母に自覚を促し，援助していくか。

3 面会交流の難しさ

- ・ 父母間の感情的なあつれきが非常に大きい。
- ・ 子どもの立場からすると，同居親の気持ちに同調することで自身の安定を図る傾向があり，かつては，別居親に懐いていた子どもでも，父母の紛争下では，別居親を拒否する言動を示しやすい。

4 紛争解決に向けた援助の方策

- ・ 最高裁判所が作成したDVD
親同士の紛争が子どもに与える影響や子どもの負担を小さくするための配慮を視覚的に理解してもらうためのツール
- ・ 面会交流のしおり
子どもが安心して面会交流できる環境を整備してもらえるように，書面で案内
- ・ 試行的な面会交流
子どもを巡る問題の話し合いを妥当に解決するための資料とするため，裁

判所内で試行的な面会交流を実施

第2 DVD視聴

ドラマ編

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1 前提事情・家庭内別居 | 6 子どもへの離婚意思の表明 |
| 2 両親は自分のことで精一杯 | 7 子どもの学業意欲低下 |
| 3 離婚条件の対立 | 8 責任のなすりつけあい |
| 4 争いの表面化 | 9 取り残される子ども |
| 5 両親それぞれによる子供の取り込み | |

解説編（上記ドラマ編の各場面の解説）

面接交渉（面会交流）編

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 面接交渉とは | 6 子どもにことづけをしない |
| 2 子どもの予定を優先される | 7 相手の様子をしつこく聞かない |
| 3 のびのびと過ごせる | 8 笑顔で送り出し，笑顔で迎える |
| 4 いいかげんな約束をしない | 9 会いたくない理由をよく聞く |
| 5 行き過ぎたプレゼントをしない | |

まとめ編

※ 家庭裁判所委員会ではドラマ編及び解説編のみを視聴

第3 科学調査室見学

試行的な面会交流を実施する部屋で，カーペット敷の室内には，遊具や絵本を備えている。



面会の様子は、別室で見ることができるようになっており、子の自然な様子を観察することができる（親には事前に知らせる。）。